

2023年度 創価大学法科大学院

A日程 小論文審査

問題1 (配点50点)

以下の文章(後記【出典】からの抜粋)を読んで、各設問に答えなさい。

社会と政府とを混同してしまっていて両者の間にほとんど、いな全く区別をつけようとしないう著述家たちがいる(1)。ところが両者は違っているばかりか、起源からしても別なのだ。社会はわれわれの必要から生じ、政府はわれわれの悪徳から生じた。前者はわれわれを愛情で結合させることによって積極的に幸福を増進させるが、後者は悪徳を抑えることによって消極的に幸福を増進させる。一方は仲良くさせようとするが、他方は差別をつくり出す。前者は保護者であるが、後者は処罰者である。

社会はどんな状態においても有り難いものであるが、政府はたとえ最上の状態においてもやむをえない悪にすぎない。そして最悪の状態においては耐えがたいものとなる。なぜなら政府のない国でなら生じるかもしれないような不幸を、政府によって味わわれ、悲惨な状態にさらされるなら、苦しみの種をみずからまいたことを反省することによって不幸な思いが増大するからだ。政府は、着物がそうであるように、罪を犯した印である。国王の宮殿は楽園の住みかの廢墟の上に建てられている。なぜなら良心が確実に規則正しく働き、その命令が素直に守られているなら、良心のほかには立法者などは必要でないからだ。しかし実際はそうでないので、持っているものの一部を放棄して、残りのものを保持する手段を講じなければならないことがわかってくる。その際人は、いつもと同様に思慮分別を働かせて行動する。つまり、二つの悪の中から小さい方を選べという忠告を聞こうとする。したがって安全こそが政府の真の意図であり目的であるので、その形態はどうであれ、最もよく安全を確保できる政府が、また最小の費用で最大の幸福をもたらしてくれるような政府がなによりも結構だ、ということはわかり切ったことである。

政府の意図や目的を明確に知るために、地球上のかけ離れた土地に移住して孤立した生活を送っている少数の人々のことを想像してみよう。その場合かれらは、どこかの国または世界の最初の移民の例になる。かれらは自然の自由な状態におかれているが、まず最初に社会をつくることを考えるだろう。非常に多くの動機から、かれらはそのような考えを抱くようになる。一人の力では欲望を満足させることはできないし、また精神的にもいつまでも孤独には耐えられないので、間もなく他人の援助を求めねばならなくなる。そして他人のほうもまた、同じように援助を求めるようになる。四、五人が協力すれば、荒野の中にかかなりの家を建てることもできるだろう。しかし一人ではなにもできず、寿命をすり減らしてしまうかもしれない。木を切り倒しても運べないし、またそれを動かしたとしても立てることはできない。そのうち飢えに迫られて仕事をやめねばならなくなり、また様々な違った欲望を満たすために違ったことをしなければならなくなる。病気、いな不運な出来事でさえも死の原因となるだろう。なぜなら

そのどちらも必ずしも命にかかわるものではないが、そのために生活できなくなり、死ぬというよりはむしろ朽ち果てるといった状態に追いやられるからだ。

こうして新来の移民はやがて引力に引かれるように、必要に迫られて社会をつくるようになる。そして互いに全く公正に振舞い続けているかぎりでは、相互の幸福尊重が法や政府に対する服従義務にとって代わり、これを不要とするであろう。しかし悪徳に負けない者は、神以外にはない。したがって移住したときの最初の困難——これが彼らを提携させたのだが——に打ち勝つにつれて、互いに義務や愛情を忘れ始めるのはやむをえないことである。そしてこの怠慢から、ある形の政府をつくって徳行の不足を補わねばならないことがわかってくる。

そこで適当な木のある場所が議場になり、その枝の下に全植民地の人間が公共の問題を討議するために集まってくる。かれらの最初の法律は単に規約という名称のものであり、また刑罰としては公衆の軽蔑があっただけで、それ以外にはなにも科せられなかったということはほぼ確かである。なおこの最初の議会においては、すべての者が自然権によって議席を持つことになる。

しかし植民地が大きくなるにつれ、公務もまた増えてくる。そして人々も離れ離れに生活するようになる。したがって少数の成員が寄り合って生活し、わずかな、つまらない公務を処理していた最初の時代とは違って、いつも全員が集まるのは非常に具合が悪くなる。そこで合意によって立法に関することは、全体から選ばれた特定の人間の処置に任せるのが便宜だ、ということがわかってくる。なおこの特定の人間はかれらを任命した団体と同一の利害関係を持ち、また全員が議会に出席した場合に行動するのと同じように行動するものと前提されている。

ついでさらに植民地が発展し続けるなら、代表者の数を増やすことが必要になる。また植民地の各地域の利害に注目させるためには、便宜上全体をいくつかの地域に分割して、各地域から適当な数の代表を送るのが一番よいということを知るようになる。また選挙された者が選挙民を無視して利己的利益を追求しないようにと慎重に考えた結果、度々選挙するのがよいということがわかってくる。なぜならこれによって選挙された者を呼び戻して、再び二、三か月間選挙民全体と交わらせるので、公職剥奪の憂き目を見ないようにと慎重に反省させることができ、その結果選挙民に対する忠誠が確保されるからである。なおこのような頻繁な交替によって共同社会のすべての構成分子と共通の利害が明確になるので、かれらは互いにおのずから助け合うようになる。そしてこのことに（国王という無意味な称号にではなく）、政府の力や被治者の幸福がかかっているのだ。

さて、以上に述べたところに政府の起源や発生がある(2)。つまり徳行に頼っている世の中を治めることができないので、政府という様式が必要になったのだ。したがって政府の意図や目的もまたここにあると言える。すなわちそれは自由および安全である。いかにわれわれの目が外見によってくらまされ、耳が騒ぎ声でごまかされようとも、またいかにわれわれの意思が偏見によってゆがめられ、判断力が利害によって曇らされようとも、自然や理性の純粹な声はこのような政府が正しいと言うだろう。

わたしは人為をもってしては覆すことのできない自然の一原理から、政府の形態について考えを述べてみようと思う。それはどんなものでも簡単であればあるほど狂いが少なく、また狂ったときには補修しやすいという原理である。そしてわたしはこの公理を頭におきながら、非常に誇りとされているイギリス憲法についていささか意見を述べてみよう。この憲法は、それ

が生まれた暗黒の奴隷時代においては高貴であったことを認めてよい。世界に暴政がはびこっていたとき、少しでもそれから遠ざかったことはすばらしい救いであった。しかしそれが不完全で、動揺しやすく、またいいことを約束しているようであるが、それを実現できないことは容易に実証されるどころだ。

絶対政治は（人間性を辱しめるものだが）、次のような長所を持っている。それは簡単明瞭ということだ。もし人民が苦しむなら、苦しみの原因も、またその救済策もわかっている。原因や治療法が複雑なため迷うということはない。ところがイギリス憲法は極めて複雑なため、国民はその欠陥がどこにあるかわからず、長い間苦しみ続けてきた。ある者がここに欠陥があると言うと、他の者は別のところを指摘する。そして政治の医者はいずれに違った薬をすすめている。

一地方に長い間続いてきた偏見を打破することが、むずかしいことはわかっている。しかしイギリス憲法の構成要素を辛抱強く検討してみると、次のような古代における二つの暴政の汚ない遺物と新しい共和政的要素とが混合していることがわかる。

第一 —— 国王という君主専制政治の遺物

第二 —— 上院という貴族専制政治の遺物

第三 —— 下院という新しい共和政治の要素、そしてこの性能いかにイギリスの自由がかかっているのだ。

最初の二つは世襲であるから、人民とは無関係である。したがって、憲法的な意味においては国の自由になんの貢献もしていない。

イギリス憲法が、相互に抑制し合う三つの権力の結合であるということばかげている。この言葉はいずれも無意味であり、また全く矛盾している。

下院が国王を抑制するという事は、二つのことを前提している。

第一 —— 国王は信用できないので監督が必要だということ、言い換えると絶対権力を欲しがるのは王政につきまとう病気であるということ。

第二 —— 下院は監督するために任命されているので、国王よりも賢明であり、またそれ以上に信用できるということ。

しかしこの憲法は、下院が国王提出の予算案を承認しないことによって国王を抑制できるようにしておきながら、他方では国王が下院を通過した法案を拒否することによって下院を抑制できるようにしている。したがって憲法は、すでに国王以上に賢明であると想定した下院よりも、国王のほうが賢明であると想定しているのだ。なんというばかげたことか。

王政の仕組みの中には、非常にばかばかしいものがある。それはまずある人間に情報をえる手段を与えないで、しかも最高判断が必要な場合にそのような判断を下す権限を与えている。王は世間から隔離された状態にある。しかるに王の職務を果たすには、世間を知り抜いていなければならない。したがって違った要素が不自然に対立し破壊し合うことによって、王政の本質が無用な、ばかげたものであるということを証明している。

これまで著述家たちは、イギリス憲法を次のように説明してきた。すなわちかれらは、国王と人民とは別個である、上院が国王のための議院であるとするれば、下院は人民のための議院であると言っている。しかしこれは、議院の区別が内輪もめによって生じたということを書いておいてはすぎない。またその表現はうまくできているが、調べてみると無意味かつ不明確なように思われる。よくあることだが、存在するはずのないものや不可解なため表現できないものを

描こうとして、言葉の許すかぎり最高の組み立てをしたところで、言葉の響きがするだけだ。それは耳を楽しませはするが、心になにも伝えることはできない。なぜならこの説明は、先に提出した疑問をそのままにしているからだ。それは、人民が任せることを恐れる権力を、また常に抑制しなければならない権力を、どうして国王は手に入れたのかという疑問である。そんな権力は賢明な人民の贈り物であるはずはないし、また抑制しなければならないような権力は神から授けられるはずもない。しかし憲法の規定は、こんな権力が存在することを仮定しているのだ。

(中略)

イギリスの政治形態の中にある構造上の欠陥(3)を調べることは、今や極めて必要である。なぜなら有力な偏見に支配され続けていては決して他人の長所を認めることができないように、かたくなな偏見に縛られたまましていると、正しい自己評価ができないからだ。売春婦に心を奪われていては妻の選択や評価ができないように、偏見によって腐敗した統治構造を喜んでいるなら、良い統治構造を見わけることができなくなるだろう。

【出典】 トーマス・ペイン著『コモン・センス』小松春雄訳(2015年、岩波文庫)

※小論文審査の出題に合わせ、ルビ・仮名遣い等の文章表現に変更を加えている。

【設問1】(配点:各5点×2問)

下線部(1)のようにあるが、筆者は、「社会」及び「政府」をどのようなものかと考えているか。筆者の言葉を用いて、それぞれ100字程度で説明しなさい。

【設問2】(配点:20点)

下線部(2)のようにあるが、筆者は、「政府」が生まれる起源や発生についてどのように論じているか。「代表者」及び「選挙」という言葉を用いて、200字以上300字以内で説明しなさい。

【設問3】(配点:20点)

下線部(3)において、筆者は、イギリス政治形態の中に構造上の欠陥がある旨を述べているが、それはどういうものか。「国王」、「上院」、「下院」という言葉を用いて、300字以上400字以内で説明しなさい。

以上

2023 年度 創価大学法科大学院

A 日程 小論文審査

問題 2 (配点 50 点)

以下の【設問】内の事実を読み、問題文の指示に従って、論理的で説得力のある文章を 400 字以上 500 字以内で作成しなさい。なお、本問は架空の設例であり、法律の知識を問うものではない。

【設問】

高等教育の大衆化によって大学数が増加し、これまで大学進学を想定していなかった多様な学生が大挙して大学へ進学する時代となった。そのため、大学はこれまで実践されてきた講義形式の授業だけでは学生への十分な教育を実践できず、学生側からしても、授業内容の如何が、大学を評価・選別するうえでの大きな指標となってきた。このような現状から、大学としては「授業の改革」に取り組まなければ、熾烈な大学間競争を勝ち抜けない状況となっている。

ある私立大学では、文系学部の授業について、これまで長年にわたって実施してきた講義形式の授業を取り止め、すべての学年で、双方向授業を原則的な授業方法として実施することを検討している。

検討チームが、双方向授業のメリット・デメリットを調査したところ、以下のような点が指摘されている。検討チーム内でも、これまでの講義形式の授業を原則とすべきとする考え方と、双方向授業を原則とすべきとする考え方に二分している状況である。

あなたが、この検討チームの一員として、現時点で、双方向授業を原則的な授業方法とすることに賛成あるいは反対の立場を明確にし、自説と異なる立場にも配慮しつつ説得力ある説明を試みなさい。

※ 本設問では、講義形式の授業とは、教員が学生に対して一方的に知識等を伝達・注入する授業方法を行い、双方向授業とは、教員と学生がコミュニケーションを取りながら進める授業方法のこととする。

- ・ 双方向授業では学生が意見を発信できる機会を多く設けるため、自分の意見や考えを言葉にして伝える訓練となり、学生の表現力を養うことができる。また、学生は疑問点や理解が不十分な点を発信でき、こうした疑問点を教室内で共有することで、本人だけでなく他の学生も学修内容への理解を深めることができる。双方向のコミュニケーションの機会があるため、教員は学生の理解度を把握することができ、伝わっていないところ

を丁寧に解説するなど現状に則した授業のペース配分が可能となる。双方向授業では学生も自ら意見等を発信することから授業参加の姿勢が積極的になり、授業に集中できる。

- ・ 双方向授業は、学生の理解度に合わせた授業ペース配分ができる反面、クラスの中に理解が遅い学生が多いと授業ペースは遅くなり、予定していたカリキュラムが終わらずに単位取得の前提条件を満たさないおそれがある。また、必要な知識や理解が不十分なままでは、学生が自ら考え、それを言葉で発表することはできないし、仮に知識や理解があっても、学生が積極的に意見を述べなければ、双方向授業は成り立たない。コミュニケーションの前提となる知識の伝達や注入は講義形式の授業で行うほうが効率的である。
- ・ いわゆるアクティブ・ラーニングを積極的に取り組んでいる少数の教員にとって双方向授業を行うことはさほど難しいものではないが、多くの大学教員は教授するトレーニングを本格的に積んでいるわけではなく、双方向授業を円滑に実施するためのコツやテクニックを体得するには相当の期間が必要である。また、授業を行う教室も一部のゼミ教室を除けば、多くの教室は講義形式の授業を行うことを想定して作られたものであり、双方向授業にふさわしい教室とするためには大幅な改装工事が必要となる。加えて、充実した双方向授業を行うためには最大で一クラス 50 名程度が限度と思われるが、現在の多くの授業科目は一クラス 100 名程度の学生を想定してカリキュラムが組まれており、大幅なカリキュラム改正をしない限り、双方向授業を行うことは困難である。

※ アクティブ・ラーニングとは、グループ・ディスカッション、ディベートなど学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称のこととされている。

- ・ 学生の理解度を把握する手段としては、双方向授業であれ講義形式の授業であれ、レポートや小テストをこまめに実施することで対応することは可能であるが、その手段の多様性を確保するという点で、双方向授業には若干の優位性が認められるかもしれない。もっとも、授業内での質問や意見表明、レポートや小テストなど、個々の学生に対するきめ細やかな対応を繰り返し、その管理・保存を行う教員側の負担は決して軽くはない。
- ・ 双方向授業を本格的に実践するためには、講義形式の授業以上に、学生側における授業時間に匹敵する事前・事後の予習・復習が不可欠であるといえるが、多くの学生の現状をふまえると必ずしも容易ではない。もともと学生の知識レベルや学問に対するモチベーションにも大きな差があるだけでなく、経済的問題からアルバイトに多くの時間を割かなければならない現実などを踏まえると、授業時間に匹敵する事前・事後の予習・復習時間の確保を期待するのは簡単ではない。

以上